

京都市告示第 11 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで、地方公共団体情報システム機構を京都市公金収納受託者とし、証明書等自動交付サービスに係る住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の写し、所得証明書及び課税証明書（全項目）の交付手数料の収納事務を委託します。

令和 3 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作
(文化市民局地域自治推進室)